

## 介護職員等処遇改善加算の拡充に伴う加算算定のお知らせ

令和8年6月の介護報酬改定に伴い、「介護職員等処遇改善加算」が見直されることになりました。これに伴い、当事業所におきましても、制度改定後の加算を算定させて頂く運びとなりました。

【厚生労働省 老健局 令和8年度介護報酬改定に関する大臣折衝事項 令和7年12月24日】

「強い経済」を実現する総合経済対策において、介護分野の職員の処遇改善については、(中略)他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うとされたことを踏まえて、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。具体的には、政府経済見直し等を踏まえた介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業所の生産性向上や協働化の促進等のため、以下の措置を講じる。なお、これらの措置により、改定率は+2.03%(国費+518億円 令和8年度予算額への影響額)とする。

・介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月 1.0 万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施する。

・生産性向上や協働化に取り組む事業所の介護職員を対象に、月 0.7 万円(2.4%)の上乗せ措置を実施する。

※合計で、介護職員について最大月 1.9 万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給 0.2 万円込み)が実現する措置。

・上記の措置を実現するため、今回から処遇改善の対象について、介護職員のみから、介護従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業所に対する上乗せの加算区分を設ける。また、これまで処遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援(介護予防含む)等について、新たに処遇改善加算を設ける。

本加算は介護支援専門員の処遇改善を目的としたものであり、サービスの質の向上及び安定的な人材確保のために活用されます。つきましては、下記の通り加算を算定いたします。

介護職員等処遇改善加算(1月につき)                      2.1%(令和8年6月～)

算定要件の詳細については、以下をご確認ください。

老発 0313 第6号      [001675724.pdf](#)

令和8年5月吉日  
社会福祉法人プレマ会  
中央林間地域包括支援センター  
管理者 納見哲也